

平成13年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成13年1月18日 開会
平成13年1月18日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成13年厚岸町議会 第1回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成13年1月18日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開催日時	開 会	平成13年1月18日 午前10時00分
	閉 会	平成13年1月18日 午後2時25分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4			14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 1名 欠員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一	議事係主任	大 崎 かおり
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	澤田昭夫	教育長	小野寺英樹
助役	鈴木英世	教育委員会 管理課長	田辺正保
収入役	君澤英二	水道課長	山崎国雄
総務課長	大沼隆	水道課長補佐	高根行晴
企画財政課長	黒田庄司		
税務課長	柿崎修一		
税務課長補佐	豊原隆弘		
町民課長	古川福一		
保健福祉課長	斉藤健一		
環境政策課長	西野清		
農政課長	福田美樹夫		
管理課長	深山眞		
監査委員	松見幸男		
監査事務局長	阿野幸男		

1. 会議録署名議員

議席14番	安達由圃	議席15番	菊池賛
-------	------	-------	-----

1. 会期

1月18日から1月18日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第1回臨時会議事日程

(13・1・18)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告書
第3		会期の決定
第4	選挙第1号	副議長の選挙
追加		議席の変更
追加		議会運営委員会委員の選任
第5		行政報告

議長 ただ今より、平成13年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。

開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、14番 安達議員、15番 菊池議員を指名いたします。

議長 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。

3番。 議会運営委員会の報告を申し上げます。去る1月16日、委員会を開会いたしました。協議の内容は、第1回臨時会の議事運営についてであります。

一つは、報告であります。行政報告。下水道特別会計の消費税に関わる行政報告であります。

二つ目は、議会提出の案件であります。選挙第1号で副議長の選挙が行われます。

更に、議会運営委員の選任も行われます。

会期の決定については、本日1日間といたしました。

次に、副議長の選挙の前に、議員協議会を開会することになっております。

次に、日程にございますが、会期の決定がなされた後、先日死去されました高橋敏晃副議長の生前の業績を偲んで、木村正弘議員会長から追悼演説が行われます。続いて黙祷を行います。この点についてもお含みおきを頂きたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただ今の議会運営委員会報告にありましたように、本日1日間とい

たしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 ここで皆様に申し上げます。皆様には、既にご承知のように、私共と議席を共にし、議会活動を通じて町政発展に尽くされました、高橋敏晃副議長が、去る1月5日にご逝されました。誠に痛惜にたえません。

この際申し上げます。厚岸町議会会議運用内規95にありますように、本会議におきまして、故高橋敏晃副議長に捧げる追悼演説と黙祷を行いたいと思っております。

追悼演説は、議員会長であります木村議員にご登壇のうえ、行って頂きたいと思っております。

9番。

9番 ここに私は、皆様のお許しを得て、厚岸町議会副議長 故高橋敏晃殿の御霊に対し、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

平成13年厚岸町議会第1回臨時会の開催にあたり、今ひとり1番議席には、在りし日の容姿とその訶咳に接することも出来ず、私共議員一同、誠に惜別の情を禁じ得ません。

高橋さんは昨年6月、体の不調を訴えられて、市立釧路総合病院に入院され、治療に専念しました。度々電話では元気な声でお話しもし、又、時々外泊も許されていると伺っていたところから、厳冬の時期が過ぎ、日差しが日毎に強くなり、吹く風も暖かみが増す春には退院をされて、3月定例会には貴方のいつもの元気な姿に会えることをかたく信じ、一同楽しみにしていたところであります。21世紀の新年を迎え、まだお屠蘇気分も覚めやらぬ1月5日早朝、にわかには信じられない、貴方の突然の訃報を受け、我が耳を疑ったものであります。誠に痛惜の極みであります。

高橋さんは、昭和11年10月10日我が郷土に生を受け、道立厚岸高等学校を卒業された後、直ちに家業の漁業に従事なされ、漁労長として多くの乗組員と共に、波濤逆巻く北洋の海で、漁業者としての情熱の下、漁労に精根を傾けられ、又、漁業を取り巻く国際環境の非常に厳しい中、経営者として非常に思慮深い貴方は、常に健全な会社経営を貫かれたのであります。

高橋さんは、資性温厚にして謹直、人望すこぶる厚く、昭和62年4月に執行された厚

岸町議会議員選挙において、多くの方々の輿望を担われ、見事初当選なされました。

爾来4期13年有余の長きにわたり、その優れた識見と円熟した人格をもって、町政の発展と地方自治の振興に邁進され、数々のご功績を残されのであります。

この間、議会においては、産業建設常任委員会に3期12年間所属し、その間委員長に1期就任されたほか、数々の特別委員会の委員としても活躍され、特に、本町の基幹産業であります水産業に精通されているところから、水産振興対策調査特別委員会には8年間所属され、内4年間は副委員長として活躍されました。貴方の高い識見と、冷静な判断に基づく発言には、我々は常に多くのことを学ばせて頂きました。

更に、平成11年5月からは副議長に選出され、議長と共に秩序ある議会運営に当たっていたところでもあります。

又、外にあっては、自治会長を始め、厚岸海洋少年団団長、真龍中学校同窓会会長、国保運営協議会会長など、その活躍の足跡は枚挙にいとまありません。

このような幾多のご功績は、必ずや永く後世に語り継がれるものと信じて疑わないものであります。

近年、地方分権が叫ばれ、真の地方自治の確立は正にこれからというとき、貴方のご活躍がますます期待される今、貴方を失うことは、議会としても誠に大きな損失であり、誠に残念でなりません。

人生80年時代、64歳のご生涯はあまりに早く、また短く、愛するご家族を残し、志半ばにして不帰の人となられましたご心中を思うとき、察するに余りあるものがございます。

残された私達は、高橋さんのご遺志を体し、厚岸町発展のため全力を傾注することをかたくお誓い申し上げますとともに、ご遺族皆様に対し前途に限りない御加護を賜りますようお願いいたす次第でございます。

ここに謹んで哀悼の意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。

もう一度申し上げます、遺影がここに参っております。高橋君、安らかにお休みください。平成13年1月18日 厚岸町議会議員会代表 木村正弘。

次に、故高橋副議長のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙祷。

議 長

(全員起立のうえ、黙祷)

黙祷を終わります。

ご着席願います。

以上で、故高橋敏晃副議長に捧げる追悼演説と黙祷を終わります。

議員協議会開催のために、暫時本会議を休憩いたします。 休憩時刻10時12分

議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻11時05分

日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場封鎖)

議 長 ただ今の出席議員数は18人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 塚田議員、19番 佐齋議員を指名いたします。

議 長 投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

議 長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長 2番 塚田議員、3番 田宮議員、4番 稲井議員、5番 岩谷議員、6番 真里谷議員、7番 池田議員、8番 小澤議員、9番 木村議員、10番 室崎議員、11番 谷口議員、12番 高島議員、13番 鹿野議員、14番 安達議員、15番 菊池議員、16番 音喜多議員、18番 中屋議員、19番 佐齋議員、20番 松岡議長。

議 長 投票漏れはありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 投票漏れなしと認めます。
 投票を終わります。
 開票を行います。
 塚田議員、佐齋議員の立ち会いをお願いします。
 (開 票)

議 長 選挙の結果を報告します。
 得票総数18票。これは先程の出席議員数に符号いたしております。
 そのうち有効投票18票、無効投票0票です。
 有効投票のうち、稲井議員17票、音喜多議員1票。
 以上のとおりです。
 この選挙の法定得票数は5票です。
 したがって、稲井議員が副議長に当選されました。
 議場の出入り口を開きます。

議 長 ただいま副議長に当選されました稲井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。
 副議長に当選されました稲井議員から、発言を求められておりますので、これを許します。

副 議 長 ただ今、副議長に就任することになりましたが、今後は公平公正、且つ効率的な議会運営と、行政のチェック機関としての機能向上を図っていきたいという考えの下に、議長を補佐し、副議長としての責務を果たしていきたいと思っておりますので、どうか議員の皆様方のご協力とご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ですけれども、就任の挨拶といたします。

議 長 お諮りいたします。
 ただ今、新副議長が選出されたのに伴い、議席の変更を行いたいと思っております。
 この件を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議席の変更を追加日程として、直ちに議題といたします。
 これより議席の変更を行います。
 会議運用内規7では、副議長の議席は1番の席となっております。よって、新たに副議長となられた稲井議員の議席を、会議規則第4条第3項の規程により、1番に変更いたします。
 (新副議長 席の移動)

議 長 お諮りいたします。
 議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議会運営委員会委員の選任を追加日程として、直ちに議題といたします。
 前副議長の高橋議員が死去されたのに伴い、議会運営委員会の委員が1名欠員となっております。このままでは、委員会運営に支障を生じますので、この際、新副議長に選ばれました稲井議員を委員会条例第7条第1項の規程により、議会運営委員会の委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 よって、稲井議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。
 昼食のため休憩いたします。 休憩時刻11時16分

議 長 本会議を再開いたします。 再開時刻13時00分
 日程第5、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。
 町長。

町 長 本臨時会にあたり、三点について行政報告をさせていただきます。
 先ず一点目は、PCB使用の蛍光灯の処理対策についてであります。
 始めに使用の実態であります。学校施設では、先の12月定例会時点におきまして、町内2校からPCB使用照明器具が確認されていると答弁しておりますが、その後、継続して細部調査を進めたところ、更に3校でのPCB使用の照明器具が設置されている

ことが確認されました。この結果、厚岸町内での小中学校では5校において、全体で218台の蛍光灯照明器具にPCB使用安定器部品が使われていることが判明したところであり、又、このほか各町有施設では調査の結果、使用している実態はありませんでした。

この学校施設におけるPCB使用照明器具の対応につきましては、最近、道内の学校においても事故の発生が見られたところでもあり、早急に対応を図りたく考え、今の学校冬季休業期間において、既に取り替作業に着手させて頂き、全てのPCB使用照明器具の交換を終えるように取り進めております。

なお、この照明器具取替えには343万6千円の経費を要するところではありますが、この予算措置につきましては、速やかに補正措置を講じて参りたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

又、このPCB使用照明器具につきましては、一般家庭等で使用している可能性もあることから、市街地においては、今月11日に各戸にチラシにより器具の取り替え等、安全対策について周知し、該当機器があったときは町で引き取り、保管する旨お知らせしたところであり、加えて郡部の地域については、2月号広報誌でチラシの折り込みにより、同様の周知をする予定であります。

当該廃棄機器の保管については、廃棄物処理法施行規則に定められている「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、町のごみ処理場敷地内のプレハブ物置で、鉄製の密閉型蓋付容器に入れ、適正に保管することとしています。

次に、昨年12月21日に郵送しました三税集合町税の督促状のうち、一部の督促状について税目名が誤って印刷されたまま届けられたことに対し、関係する納税者の方々に疑念を抱かせるなど、大変ご迷惑をお掛けしましたので、その件について行政報告をさせて頂きます。

昨年12月22日の午後になって、督促状の届いた納税者数件からの問い合わせで、督促状の記載内容に間違いがあることが判り、直ちに原因の究明と状況把握をすべく、督促状印刷の業務委託先であります株式会社HCCに対し連絡したところ、午後4時過ぎ、集合三税、国民健康保険税及び介護保険料の督促状、これは隠蔽シール貼付の葉書仕様であります、1,445件のうち283件について、督促税目名のタイトルが間違えて印刷されたことが、同社の説明で判明いたしました。

直ちに、出札中である私に代わって助役の指揮のもと、税務課職員に町内の全関係者

宅を訪問させて、謝罪と説明のうえ通知した督促状を回収するとともに、正規の督促状を手渡すことにしたところあります。翌日23日の午後8時までに、留守宅等で不在であった11件を残し町内の関係者への訪問を終えまして、町外郵送分については電話連絡をもって、又、留守宅11件についても29日までに、これらの対応を全て終了することができました。

このように至った原因であります、一つには委託業者側におきまして、介護保険運用開始に伴い、督促状処理におけるプログラムの修正を行って処理をしておりましたが、12月処理において、再度、税目名の一部プログラム修正があつて対応したところ、この段階でプログラム修正ミスをしてしまい、その結果、集合三税督促状の印刷処理の一部に影響してしまったものです。具体的には集合三税の督促状のうち、都市計画税に絡む督促状に限って、本来、町道民税・固定資産税・都市計画税と印刷すべき税目名が、保険税（一般）・保険税（退職）・介護保険料というようにすり替わって印刷されてしまった内容であります。プログラム修正後は、当然、確認作業をすることになっており、修正した介護保険の督促状は確認作業を行っておりましたが、集合三税の督促状の部分までは残念にも、確認していなかったということです。

隠蔽シール貼付の督促状印刷業務は、納税者の秘密を保護する目的から平成7年度より委託しておりますが、これまで何らのミスもなかっただけに、今回の問題は、私共も通常では考えられないミスということで困惑しておりますし、情報処理に携わる業者としての責任は重く、誠に遺憾とするところです。早速、委託業者の社長をはじめ、担当課長には厳重に注意を申し入れたところです。

一方、町におきましても、担当税務課は委託業者からの督促状の引き渡しを受ける際には、細心の注意をもって正しく作成されているのかどうか、当然検査すべきところを見過ごしてしまい、かかる事態を招いた責任は重く、深く反省をしなければならないものと考えております。従いまして、今後このような誤りを二度と繰り返すことのないように、業務処理方法の改善とチェック体制の強化を図って参りたいと存じます。

委託業者側には、プログラム修正作業後は、確認作業を確実に行うよう厳重に注意するとともに、システムエンジニア社員の教育についても、苦言を申し上げておきたいと考えておりますし、又、町の検定についても、十分に確認できるように隠蔽シール内の記載内容を別用紙に打ち出しをして検査を行うなど、慎重かつ確実な点検に努めて参ります。

次に、町としてこの問題処理に当たった費用の問題ではありますが、前述のとおり関係者への謝罪訪問等の対応を行っておりますので、超過勤務手当等かかった費用は、業務委託契約の定めによって、委託業者へ請求して参りたいと考えております。又、町の税務事務の処理上、適正を欠き、関係納税者の方々にご迷惑をお掛けしたことから、自分も含め関係職員の処分を行って、責任の所在を明らかにして参ります。

今回の問題に関しては、幸いにも町民への影響がごく限られていたこと、又、その対応についても、早い段階で行うことができた訳ではありますが、コンピュータを使用している事務業務は、一歩間違えれば取り返しのつかない重大な結果になるということを改めて認識をし、今後、慎重かつ適切な事務執行に当たって参ります。

この度の問題に対し、関係納税者の方々への信頼を損ねましたことに深くお詫びを申し上げて、行政報告といたします。

三点目は、昨年、平成12年12月22日に新聞報道のありました、下水道事業における消費税還付金の受け損ないについて、行政報告をさせていただきます。

消費税の還付金制度は、消費税法では市町村の下水道事業等で住民が支払った消費税より、同一年度内に建設投資などで市町村が国に支払った消費税が多い場合、国税局に申告いたしますと、その差額分を還付してもらえらる制度ではありますが、この還付金制度を熟知せず、還付金を受け損なった問題であります。新聞報道では平成12年3月17日、宮崎県の毎日新聞で報道されたのが第一報であると聞いておりますが、その後、全国で消費税の還付制度を熟知せず、還付金を受け損なった市町村が次々と発覚されておりましたが、道内では最初に報道されたのが、昨年の12月19日の北海道新聞でありました。私共はこの時点で初めてその制度を知り、厚岸町でも調査を行ったものであります。

その結果、下水道事業の特別会計を設置した平成4年度から、還付金制度を適用していない事実が判明いたしました。早速、釧路税務署と相談しながら、還付金制度を当町に当てはめて試算いたしますと、1億1,546万1,321円の還付金が受け損なっていることが明らかになったものであります。平成4年度からの年度別還付額につきましては、お手元に資料としてお配りしておりますが、勉強不足とはいえ、建設投資面の消費税を考慮せず、下水道使用料に対する消費税に気を取られ、消費税の還付金制度を熟知していなかったことは、行政のプロとして大変恥ずかしく残念であります。この還付金問題につきましては、道内でもかなりの町村が発覚されているところから、去る1月12日、北海道町村会が主催となって、還付金問題のある町村を対象に情報交換と、今後の対応を協

議するための会議が開催され、厚岸町からも助役が出席いたしました。その会議での内容を説明させていただきますと、まず、当日の会議出席町村であります、14支庁管内、74町村の80名でありました。これは道内178町村の42%にあたりますが、この中には会議案内文の解釈から、還付金問題と全く関係のない町村が何町村か含まれているようでありました。道町村会の経過説明では、今回の下水道事業による消費税の還付金問題につきましては、全国でかなりの町村が発覚され、全国町村会でも話題となり、昨年10月に全国町村会の総長が総務省（前自治省）に出向き、多くの町村が心配しているのではとかならないかと相談をいたしました。早速に総務省は国税庁へ折衝いたしました。国税庁としましては、この消費税の還付金制度は市町村だけの問題ではなく、民間企業も同じようなことが生ずるので、市町村だけを救済することにならないというのが結論でありました。しかし全国町村会としては、何らかの救済措置ができないか、更に総務省と折衝しているところでありました。

又、今回の消費税還付金問題では、三つのパターンがあるようでありました。一つは、特別会計を設置しないで下水道事業を実施しているために、消費税の還付金を受けられない町村。二つとしては、消費税の還付申告をしなかったために還付金を受けられない町村、すなわち受け損ないの町村であります。三つ目は、消費税の還付申告をして還付金を受け取っておりますが、還付対象にならない分まで申告をして本来の額より多く受け取っている町村、すなわち受け取り過ぎの町村であります。そこで、これらを踏まえて情報交換を行ったわけでありましたが、その内容を三つほどに要約いたしますと、一つとして、道内でこれだけの町村が出ているということは、還付金制度そのものに対する国・道の指導が適切であったのかとなると、甚だ疑問である。従って、組織を作って、国・道へ何らかの救済措置の要請活動を進めるべきである。二つ目として、還付金制度の熟知不足の問題もさることながら、還付金の受け損ないや還付金のもらい過ぎについては、還付金制度における補助金や交付金などの特定収入に対する仕訳など、各地域の税務署の見解が統一されていないことが原因によるものもあること。三つ目としては、下水道事業については、既に10年以上前から実施しておりますのに、道のヒアリング時点においても、消費税の還付金制度についての指導が、一度もなかったことなどあります。

次に、今後の対応であります、一つは、国・道への救済要請活動の実施であります。今回の消費税の還付金制度を熟知していなかった行政執行者側の責任は誠に大きいわけ

であります。道内でもこれだけ多くの町村が関わっているということは、国・道の指導や制度的にも問題がないとは言えないことから、関係町村で組織を立ち上げ、救済要請活動を強力に進めていくものとする。その場合においても、3月定例議会までに救済措置が可能かどうかを明らかにする。ただし、道町村会として昨年から総務省に折衝している関係や、道内のみならず全国の状況も踏まえる必要があり、又、折衝があまりオーバーになりますと、国税庁など、それぞれの組織との間でギスギスすることも考えられ、その点を見極める必要があることから、救済要請活動の組織を立ち上げる前に、早急に道町村会の方で総務省との間で詰めるものとして、その上で再度、関係町村と協議することにしております。

二つ目としては、理事者・職員の責任問題であります。この場合は消費税還付金の受け損ない町村と、還付金を多く受け取っている町村がありますが、今回の厚岸町のような消費税還付金の受け損ない町村の場合の統一見解としては、住民に対して負担をできるだけ少なくすることが先決であり、今すぐに理事者や職員の責任の所在を明らかにするのではなく、救済要請活動なり国・道への折衝をいたしまして、救済の結果を見極めた上で、3月の定例議会でその責任を明らかにしていくこととする。今、こうして関係町村が集まって救済要請活動を進めようとしていることから、できるだけ足並みを揃える必要があるということでもあります。次に、還付金を多く受け取っている町村の場合は、修正申告をして1日も早く返還しなければ、延滞金が増えて参りますし、町財政の負担増につながって参りますので、臨時議会を開催し予算措置なり、謝罪するといった一つの形を作ることとなりますので、3月の定例議会まで延ばすことにはならない。

三つ目としては、消費税還付金制度に対する税務署の統一見解と研修会の要請についてであります。税務署に還付申告をする場合、或いは免税事業者・課税事業者となるべきかの判断において、自治体の場合は、課税仕入れから特定収入、すわち補助金・交付金等を控除した残りが還付の対象となりますが、この特定収入の対象項目が、税務署担当者の考え方によってまちまちでありますので、道から札幌国税局へ統一見解を整備するように要請する。又、併せてこれらに係る町村職員に対し、研修会の実施や指導も税務当局に要請することとする。

以上が、札幌市において関係町村が集まって協議した会議の内容であります。厚岸町といたしましても、関係町村と足並みを揃えながら3月定例議会前までに、全力で救済要請活動を進めて参ります。その結果を踏まえて、3月定例議会におきまして自分も

含め、職員の処分を明らかにしていきたいと考えております。又、代表監査委員からの申し出もありますが、併せて監査委員の処分も考えております。

いずれにいたしましても、このような事態を招き、町政に多大な損害を与えましたことは、深くお詫びを申し上げますとともに、議員各位のご理解を賜りたくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

誠に申し訳ありませんでした。

議長 これより行政報告に対する質疑を行います。

3番。

3番 PCBについては、この前の議会でも論議がありました。ただ、一点だけお伺いしたいのは、国はPCBの交換について、補助を考えていると言われておりますが、その辺がどうなのか。

それから督促状については、これは改めて質問をしたいと思いますが。

私は下水道特別会計におけるですね、消費税の還付問題について、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

それで、勿論、町の責任はあります。私、町民の目線から見ますと、監査制度があると、議会もチェック機能を果たしたのかと。こういう、私は、町民の皆さんのですね、そういう責任の所在については、そういう考え方があるのではないかと思うんですね。そういうことを根底にして、話を進めて参りたいと思うんですが。

先ず、国や道の責任の問題について、町長は言っておられます。国はですね、1988年、昭和63年12月30日に、自治省の財政局の公営企業第一課長の名前で、内款が出ております。内款というのは、準公文書的なものであるという様に言われておりますが、この中で消費税法第9条第1項、それから4項から7項まで、これは小規模事業者ですね。免税について決めてある条項であります。それについて、公営企業第一課長の内款の中ですね、納税義務1・2・3とありますけれども、この中で消費税法第9条第1項の関係、それから4項から7項の関係について、課税売上高が3,000万円以下場合には免税になると。しかしながら、例えば厚岸町の下水道のように、平成4年から下水道そのものの設備投資が始まったと。こういう時には、国に払う消費税がうんと増える訳ですね。それで使用料との関係で差額が大きくなりますから、当然、課税業者の申告をして、そして還付金を受けるという方法があるんだという事は、指摘されているんですよ、ここで。だから消費税が始まる時点で、国がそういうふうな事を都道府県を通じて、市町村

に内款でそういう指導が行われていたと思うんです。

問題は、話を聞きますと、これは実際に確かめたわけではありませんが、消費税が施行される時点で説明会を行ったと言われておりますよね、国が。しかしながら、消費税を施行する前から走っていた地方公営企業、或いは水道や下水道、公営企業の適用を受けていない事業についても、説明が行われたとなっておりますが、新しく、消費税が施行された後に事業を創設して始めた所については、今回の場合には多いと言われておりますね。そういう点で、国は適切な措置を取ったのかどうなのかという事が、一つには問題だと思うんです。

それで町長が先程言われた、1月12日に札幌で開かれた町村会主催の連絡協議会では、道はですね、道が還付問題を初めて知ったのは平成12年3月だと言っているんですね、平成12年3月。これはこの資料にありますように、宮崎県小林市だったと思いますが、毎日新聞が還付金を受け損なったという様な報道をした、これが初めてなんですね。道はこの時点で知ったと言っているんですけれども、そんな事は有り得ないというのが、先程言ったように自治省がですよ、公営第一課長の名前で内款を出しているわけですから、その時点で道は知っていなければならないはずですよ。これは必ず、都道府県を通じて市町村に通達が行きますから、それで去年の3月に初めて知ったという事が、ここで言われておりますけれども、これは全くおかしいと。だから国の説明不足という点、それから道がですね、道経由でこの文書が出されているにも関わらず、この時点で初めて知ったという事にはならないのではないのかと。それで既に消費税が始まって、途中、3%から5%という問題がありましたけれども、13年目に入るわけですね。この辺については再度お答え頂きたいと、どういう事なのかという事ですね。

それからこの資料にあります、特定収入についてでありますけれども、これは1989年ですね、ですから平成元年の1月に自治省財政局の財政課長の内款でですね、消費税の非課税範囲、こういうものを示しているはずなんです。それによりますと、内款の別紙1に地方公共団体の歳入と消費税の関係という事で、「消費税の課税の有無が歳入科目の名称によって決定されるものではなくて、歳入の実態に応じて判断されるべきものであるけれども、一般的な場合においては、概ね下記の歳入に関わる資産の譲渡、及び貸付、並びに役務の提供については、消費税の課税対象外、又は非課税とされるものと解される」ということで列挙しているんですね。これは1項1号から8号まで、2項1号2号と、二つに隊列されて出されておりますが、この中で地方債、これは消費税の課税

対象外、又は非課税とされるものと解されると言われているんですね。

それで道で会議があった時には、税務署のそれぞれの見解によって、地方債は特定収入外だと、だから還付の対象になるんだという様になされておりますが、私はこのところは大事な所だと思います。今度は還付はしたけれども、地方債は実は、特定収入外となるのかならないのかですね。当初出された自治省財政課長の内款では、特定収入だと言われているわけですから。その辺について、ご見解をお伺いしたい。

そういう点で、消費税施行時にですね、都道府県を通じて、北海道で言えば道を通じて市町村に、こういう事になりますよ、3,000万円以下ですと免税になりますよ。しかし課税業者になった方が、利益になる場合もありますよ。その辺は十分に考えて、試算をしてやりなさいとなっておりますね。それに基づいて説明会は行われたと、これは当初の案です。ところが新規着業者については、そういうものがなされなかった。そういう国の指導の甘さ。それから今言いましたように、ここに指摘されているように、税務署によって特定収入の取り扱いが変わってくると、こういう曖昧さ、やはりそこに大きな責任があるのではないかと。そして何よりも、還付されるお金は国が持っているわけですから、当然、申告漏れがあってもですね、厚岸町の場合は1億を超えるわけですね、当然救済措置を取って貰うような、私は国に責任があるのではないかと、そういう点からいって。そして道も同じ様な指導上の立場からいって、責任があるのではないかと考えるわけでありませぬ。

それから町の場合はですね、やはり消費税法をきちんと勉強していなかったと、そういう誹りは免れないと思います。これは消費税法第9条の免税業者の問題はですね、町だけではないですね、民間もそうですね。だから公共団体だけ特別な措置は取りませんよ、民間でも同じ様なあれですからと国税局は言うわけですよ、一つはそこに根拠があるんですけれども。厚岸町では消費税に関わって、一般会計はプラスマイナスで消費税を納める必要はありませんけれども、公営企業ですね、消費税法をよく熟知していなかった、そしてこういう内款についてはですね、実際に町に来たのかどうなのか、そういう事が確認されたのかどうなのか。それから公営企業について、既に消費税を納めるなり何なりしているわけですね。この所謂、横の連絡。こういうものがどの様になっていたのかと思うんですね。その辺について、私ははっきりさせて頂きたいと思いません。

それから還付額が、これは一つひとつの町村の事業を比較してわけではありませぬが、

だいたい新聞報道によると、厚岸町ほど多い還付金が計算されていないと。厚岸町は随分多いかと、1億を超えるわけですから。ほとんどが3,000万とか4,000万とか5,000万、事業によって違いがありますから。その辺は他の市町村、事業と比較をされて見られたのですか、どうなんでしょうか。

その次に、去年の10月に入ってから、こういう問題があちこちで起きてですね、国が通達を出しましたよね、消費税還付の問題について。それで10月16日付けで、都道府県に或いは政令都市にこれが出され、そして10月23日に釧路支庁が管内町村に向けて、この通知を出しているんですね。その中身は、課税売上高が3,000万以下の公営企業における課税の選択について、色々と経営上不利な選択が行われた、という新聞報道がなされていると。そういう事について、免税業者であっても課税業者の選択をする方が得なのかどうかという事ですね、そういう事をきちんと確認してくれという文書が出されています。これは10月に厚岸町に来ているんですよ、厚岸町に。

具体的な中身は納税の選択制度の概要、今言った消費税法9条1項。それから、建設段階や供用直後で課税売上が少ない事業者にあつては、仕入れ税額が納付すべき税額を上回り消費税の還付が生じる場合があるため、課税売上高が3,000万以下の事業者についても消費税の還付を受けることが出来るように、納税義務免除の規定の適用を受けない旨を記載した届け書を所轄税務署長に提出する事によって、納税義務者となる事とされていますよと、これは消費税法9条4項ですよとされていますね。選択の際の留意点という事で、課税売上高が3,000万以下であっても1のとおり、納税義務免除の規定を受けるか否か、納税義務者となるか免税事業者となるかは、事業者の選択によることであるので、安易に免税事業者になるのではなく、予め課税を選択する場合の試算を行ったうえで、どちらが有利になるかを判断する必要があると。尚、課税を選択した場合は、原則として少なくとも2年間は拘束される事になる、消費税法第9条第6項ですね、これは。拘束される事になるので、試算は2年以上を対象として行う必要があると。

納税義務者となる事とした場合、言葉を変えれば還付を受けようとする場合には、所轄税務署長に届出書を提出すること。次に、特に次のような公営企業では、課税を選択した場合が有利となる事が多いとして、建設改良事業を実施中の公営企業、使用開始後間もない公営企業、使用料による回収率が低い公営企業、という通達が来ているわけですね。これは公営第1課から出されていますから、地方公営企業についてこうなんだよと言われているけれども、所謂下水道、或いは簡易水道、こういうものが適用を受ける

わけですね。だって事業を営んでいるわけだから、免税になるか課税になるかは別にしても。そういう時点で、10月に受け取っていながら、この時点でこれが生かされなかった、そういう問題があるのではないですか。その点について、お答えを頂きたいと思います。

それで最初に言いました様に、行政のチェック機関である議会、それから監査制度、こういうものについてもですね、私は一定の町民の目線から見た場合にはですね、やはり責任を免れ得ないのではないかと思うんです。そういう点では、我々も十分に反省をしなければならないと考えます。

それとですね、今回の行政報告は、通常であれば疑義を質す程度となっているわけですが、議会運営委員会で話し合いをして、過去にも例がありますから、大事な問題だから、原則として一人3回は聞くようにしようと思いました。しかし、決算が26日に控えていますね。私はこの決算で、細部にわたっては、ここで十分な審査をしないとですね、行政報告だけで審査しきれものではない、内容を具体的に、的確に把握する事にはならないのではないかと考えております。

それで色々申し上げましたが、ご答弁頂きたい。

環境政策課長。

最初に、PCBの補助の問題にお答えをさせていただきます。昨年の11月28日付けの政府の閣議了解案という事で、釧路支庁を通じてその内容が来ているわけであります。その中では、このPCB使用の蛍光器具については、平成13年度末までに全て交換を終えること。それからこのPCBそのものの処理方法について、処理の方策案の確立を図ること、という決定がなされている様です。中身を申し上げますと、自ら管理している施設、それから国等の補助金を頂いている施設、それから地方公共団体が管理する施設という事で、これらについては13年度以内に全て取り替えを完了するように、ここで取り決めをしたり、指導すれという様な内容が来ているわけであります。

補助金の関係でありますけれども、私共については、そういった情報、正式な情報は現在のところ参っておりませんが、他の情報によりますと、PCBそのものを処理する処理基金を自治体、それから産業界、それから国が出資などをして基金を設けて、それに取組んで行こうという内容の情報は掴んでおりますけれども、補助金については現在のところ、そういった情報は掴んでおりません。

議 長
環境政策
課 長

議長
教委
管理課長

教育委員会管理課長。

P C B使用照明器具の回収に伴います補助の関係でございますけれども、学校施設につきましては文部科学省におきまして、今、方向性が出されておりますので、その情報をお答え申し上げたいと存じます。

ただ今、環境施策課長から申した様に、13年度末までに一掃したいという国の方針が出されておきまして、文部科学省におきましても、13年度におきましては、所謂学校の大規模改修、これは一般的には 2,000万円以上の工事を伴うもの、これが補助対象になるわけでございますけれども、このP C B照明器具の回収という特殊性に鑑みまして、13年度においては、1校 400万円以上の工事費がかかるものを補助対象にいたしまして、3分の1の補助金を出す方向性が出されてございます。

こういった情報によりまして、私共は局を通じまして、厚岸の学校が対象になるかどうかという事で、問い合わせをいたしたわけでございますけれども、今申しました様に、この補助の対象が、1校当たりで回収に要する費用が 400万円という事でございます、厚岸町の場合につきましては5校で3百数十万円という事で、残念ながら厚岸町の改修工事に伴います補助対象にはならないと、この様な状況になってございます。

議長
助役

助役。

還付金の受け損ないの関係につきまして、たまたま私が、去る1月12日に札幌へ出張をいたしましたので、私の方から答弁させていただきます。

私の復命の記録の中で、既に復命書についてはお手元に配付されていると思っておりますけれども、ここで道が初めて知ったという関係でございますけれども、実は、ここで還付金問題を知ったというのは、そもそも消費税の還付金制度そのものを言っているのではなくて、この還付金問題を、受け損ないになっているという問題を初めて知ったのが、12年3月という意味でございます。この時も道としてはですね、すぐ調査をしたんですけれども、道自体としては20団体の22事業、これが還付金を受け損ないがあるという事で、道としても札幌国税局とも協議をしていたと。その後にはですね、全国で還付金問題が発覚して来たという意味でございますので、ご理解して頂きたいと思っております。

それです、地方債の特定収入の取り扱いでございます。今、ご質問者が言われます様に、正しくその様な経過で来ている様でございます。私の復命の中にもあります様に、その会議での意見交換の中では、小清水町でございますけれども、やはり当時、ここは61年度から下水道事業が始まっているわけでございますけれども、ここでは消費税の還

付金制度についても色々と説明を受けていたんですけれども、それに基づいて担当者が網走税務署に申告のための相談をいたしたところ、起債については特定収入に入るという事だったものですから、そうするとそれを入れると還付金は来ないという事で、ずっと来ていたんですね。その後、平成8年になった時に、税務署の見解が変わってしまったと、それは入りませんと。という事になると、今度は還付金という事が出て来ると。そういう問題もあったという事の事例を報告しておりましたけれども、正しく起債の関係については、そういう取り違いをしている所、見解が統一されていないという事があります。現在は、私共の方で釧路税務署と相談して色々協議した中では、特定収入の中に地方債は入らないという見解であります。

それから国・道に責任があるのではないかとこの事でございまして、これも私が出席した会議の中ではですね、今言った諸々の状況の中で、必ずしも国・道の指導が万全であったとは言えないという事でありまして。何故かと言いますと、これだけの市町村がこの問題を発覚されたという事に対しましては、やはり今、質問者のご指摘の様に、国・道の責任があるだろうと。特に下水道事業につきましてはですね、先程も町長の方からの行政報告の中にもありました様に、既に北海道としても下水道事業というのは、もう十年何年前以上からやっている。それでそのヒヤリングの中でも、いつでも還付金問題についての指導がなされていなかったという事が、12日の会議の中では多くの町村からそういうご指摘がございました。そういった事からいっても、必ずしも道の責任がないという事は言えないと考えるわけでありまして。しかし、下水道事業を例にとってみた時に、そういった文言の説明されたものがなかったかと言いますと、必ずしもない、全くなかったという事ではなくて、下水道のハンドブック等の中には、そういう文言も書かれていたという事でございますから、そうなりますと当然、私共の方にも大いなる責任があると言えます。

又、町といたしましては、私も内部で関係職員と調査してみますと、確かにそれぞれ担当者が、当時から、平成4年度に特別会計が設置してからもですね、それぞれ担当者が変わっておりますから、その考え方にもばらつきがあるんですけれども、今回の原因は何かと考えた時にですね、やはり免税事業者 3,000万円、要するに課税の売上、収入が 3,000万なければ消費税を払わなくても良い、という考え方が前提にあった様であります。これがずっと引き継いで来てですね、12年10月16日に自治省からの通達があつて、釧路支庁から来た通知についてもですね、その辺の解釈があつたものですから、この文

書を受けた時も気が付いていない。むしろ公営企業等に関する事となっておりますから、公営企業については水道も病院もちゃんとやっているものですから、特別会計については該当しないであろうという考え方があった様であります。それで先程も申し上げました様に、12月19日の北海道新聞の情報です、初めてこれが「あっ」という様なですね、北海道新聞のタイトルに書いてあります様に、「あっ」というような状況で調べた結果、これは還付出来る状況にあるのが分かった、というのが実態でございます。

それから私共が今回、1億千何某を試算した関係であります、これを他の市町村と比較したのかという事と、他の町村から見た時に随分多いのではないかという事でありますけれども、全道におきましても、それぞれ事業に着手したのがですね、年度が違ふんですね。ですから3年の所もあれば、私共の所の様に9年というのもありますし、そういうばらつきもありますし、質問も言われております様に、事業の規模にもよります。そんな事で還付額にばらつきがあったという事であります。釧路管内では白糠もそうありますけれども、気が付いて課税事業者になってですね、還付を受けた所もありますから、そうすると還付を受けていないのが2年とか3年とか、そういったばらつきにもよるのかなと思っております。

以上でございます。

議長
3番

3番 具体的には決算で聞かなければならないと、私は考えております。例えば3,000万の問題についても何故3,000万なのかと、これだけでは分かりませんよね。これも一つひとつ聞くわけにはいきませんから、この場で、少なくとも決算委員会で聞かなければならないと考えています。

国や道の責任というのはですね、それはそれできちんとやって頂きたいし、それから救済措置は全力を挙げて実現するような方向でやって頂きたい。国は還付申告があれば還付をしなければならない義務があるわけですね、これは申告があれば直ちにしなければならない、還付の問題については、その様になっています。問題は申告をしなかったからだと、こういう事になるんですが。片方、貰い過ぎの所は直ぐに返さなければ、延滞金を加算するんだよと言っているわけでしょう。それはなかなか国はですね、取付の分については延滞金だと。知らないで還付の申告をしなかったために受け損なった、これはそんなのは知りませんと。こんな事にはならないのではないかと、いう事だと思いますよ。今、1億という金は財政が非常に厳しい折にですね、どんな作用を果たし、

そして又、地方公共団体について免税・課税の問題で、自治省の税制局がそういう通達を出しているというのは、財政上の事も考慮してやっているわけなんですよ。そういう事からいってもですね、私はきちんと追求をして頂きたいと。

道についても、確かに事件そのものを知ったのは、北海道でこういう事が、各町村で還付の申告漏れが出て来た、それを知ったのは12月だったのかもしれませんが、この様な制度がある事は知っていたわけですから、厚岸町は平成4年度から下水道を始めたわけですから、もう消費税が施行になってから3年・4年経過しているわけです。そうしたら、新規に着業する町村についてですね、実はお宅は課税売上が3,000万以下だけれども、これから設備投資をして下水道事業をやって行くわけだから、これは免税業者ではなくて課税業者の認定を受けて、そしてこの様にやると良いんだよ、という事があってしかるべきではないのかと思うんですよ。直接は道ですよ、その点もはっきりと言って頂きたいと思うんです。

それから特定収入の範囲の問題について、税務署間で違うと言っておりました。私が言いました様に、既に消費税が始まる時点で、自治省はその様な通達を出しているんですね、範囲について。地方債は特定収入に入っていると、現在は入っていないんだと、これは税務署の見解だと言っているんですが。ここの所をはっきりさせてもらわないと、次の段階で又間違っていた、という事になりかねないわけですから、根本に遡ってはっきりさせて頂きたいと、文書として出ているわけだから。それが変わったのか、単なる税務署の考え方の違いだけでなく、自治省の考え方が変わったのか、国税局との話し合いの中で変わって行ったのか。現在は平成元年1月20何日に出された、財政課長の内款の中身はどこかの時点で変わったのかですね、その点は明確にして貰わないと、私は困ると思うんですね。

それから1億数千万がどうなるのかというのは、具体的に資料を出して頂いて、やっに行かないと言えませんし、それから助役は他の市町村との違いがあると言っておられるけれども、具体的に検証なさったのかどうか。他の町村の情報も入れてですね、そしてどうだったのか、そういう根拠でお答えになっておられるのかどうか。その点をはっきりして頂きたいと思います。

先程、チェック機能の自省の問題も申し上げましたけれども、実は私は公営第一課長の内款とか、財政課長の内款とかいうのはですね、実は議会の図書室にも資料はあるんですよ。それは公営企業についての消費税の実務必携、それの中に出ているんですね。

実は私も買っていた、当時。それから免税・課税の選択の問題についても、きちんと地方公営企業、或いは地方公共団体という様に、消費税全体の問題として明確に出されているんですね。そういう点について、やはり私自身としては、その当時、その様な本を手に入れておきながらですね、十分でなかったなという反省があります、私には。

やはりお互いにですね、何を学ぶのかという点が、この問題を通じて大事な事ではないかと思うんですね。私は、厚岸町が町政百周年を迎えて百年を刻んでいるけれども、やっている事は大した歴史の重みもない事をやっているな、と言われても仕方がない事だと思います。それと消費税法について、色んな会計を持っているわけですから、全体を統括して研究する部署というのをきちんと設けてですね、これは消費税法に限らずですね、やる必要があると、専門的に。そういう事が大事な事ではないでしょうか、今後の問題として。

以上で終わりますが、ご答弁を頂きたいと思います。

議 長
助 役

助役。

国・道の責任問題でございますけれども、先程もご説明、或いは町長の行政報告の中でもご説明しております様に、例えば下水道事業の着手についても、道内の歴史というのはそう古くはございません。15～16年か17年、札幌とか函館、或いは旭川、そういう都市は別にして、郡部の町村等についてはそういった歴史であります。その時にですね、質問者からご指摘がありました様に、やはり縦割りと言うんですか、建設は建設関係、事務は事務という様な関係で分かれている事もあってですね、やはり下水道事業を進める時点でですね、色々あるわけでありますから、その時点での指導があるのではないかと。それで1月12日の全道の会議におきましても、勿論、町村の責任というのを大前提にしながらか、先程申し上げました様に、これだけの町村が出て来るという事は、国の指導、或いは制度的に分かりづらい、或いは税務署としての統一見解も出ていないという事の指摘が、こういった原因を生んだであろうと思います。

道といたしましては、本当に道内でどれだけの市町村があるのかという事で調査中でありまして、この調査というのは、15日を目途に調査をしておりますが、それで今朝、担当課長の方から道に問い合わせをしました。実際の人数を教えてください、そうしますと、まだまだ出て来そうだという状況の中で、今、はっきりとこの数字を押さえられないと、もうちょっと、2週間かかるのではないかとございまして。そういった状況もございまして、何度も申し上げます様に、この制度に分かり難さがあるのではないかと。

勿論、私の方の責任も大であります。

それから特定収入の関係で、地方債の関係でございますが、ご質問者も言われます様に、根本的な税務署の通達の関係で、根本的にはっきりしなければいけない問題は、質問者が言われたとおりであります。これも私共は、はっきりさせて行きたいと思います。現実に先程も申し上げました様に、網走管内の小清水町は、そういった税務署の途中からの見解で還付を受けられなかったと。当時は特定収入の中に起債も入るという事でございましてから、当然、還付の対象になって来ないというものが、途中から変わって、いやこれも入るんだ、という事で還付を受けたという事例もありますから、その辺も明確にして行きたいと思います。

それから私共が今回、積算して提示いたしました額につきましては、これは釧路税務署と何度も詰めました。既にお手元に年度別のを出してありますけれども、その数字が出るまでに膨大な資料が作られます。と言いますのは、同じ資料の中でも非課税と課税とがありますから、全部の仕訳をしなければいけないと、そういう積み上げの下によって、算定をしたという事でございましてから、その点をご理解して頂きたいと思います。

それから他の町村との関係でございますけれども、今、私共で知っている範疇では、鶴居村、白糖、音別、それから浜中町という事でありまして、浜中町においても特別会計を設置したのが平成8年度でございまして、10年度分から貰っているんですけれども、9年度分が受け損ないという事でありまして、鶴居村については、あそこは農業集落の特別会計がありまして、これは平成元年より平成12年までが受け損ないになっていると。それでこれは事業量が厚岸町とは大分違いますから、そういう面で少なくなっているのかなと。まだはっきりしていませんけれど、数百万円ではないかという事でございまして。白糖につきましては、平成6年度に下水道特別会計を設置しているわけでございますけれども、平成6年度から9年度までは受け損ない。10年度からは還付を受けているというのが実態でございまして、全道の会議の中でも、今、私がお説明申し上げました様な内容で、それぞれがまちまちだという状況でございまして、ご理解をして頂きたいと思います。

今後の問題といたしましては、私共といたしましても、今回の原因は勉強不足の一言に尽きると思いますので、我々としては今後、この様な事がない様にしっかりと勉強、そして対応して行きたいと思っておりますので、ご理解して頂きたいと思っております。

議 長

10番。

10 番 ただ今の3番議員さんの質問で、大体の問題点はモーラされたと思いますので、今また、細かな議論については決算委員会という話もありまして、そういうものによってはまた色々な問題が出て来るかもしれませんので、私はむしろ大まかなところで、大掴みな話でお聞きしたいんですが、3番議員さんからも仰られたとおりでありますし、私も議会の構成員の一人として、非常に責任を強く感じているところでありますし、担当者、国・道の話はちょっと別にしまして、厚岸町の話で申し上げますと、理事者・担当者は勿論の事ではありますが、監査委員、そして議会というふうに、責任、それぞれに十分感じて、自ら律して行かないとならないと思うんです。

それともう一つ、これからという事を考えますと、今、地方分権という事が言われておりますよね。そうすると良くも悪くも、町が今まで指導を受けていた道や国から独立して、自分の頭と自分の意志でものを決めて行かなければならない場面が、非常に大きくなって来ます。そうすると所謂、行政執行能力というものを非常に高く持たなければならぬという事が、あらゆる場面で必要になって来ますね。

そういう意味で、今回のこの事件というのは、肝に銘じなければならぬ部分が、非常に大きいのではないかとと思われるので、その観点からちょっとお聞きするんですが、今回は担当者は勿論ですが、監査委員もお気付きにならなかったというふうに思われます。それで今、ここの監査委員がどうのこうのという話ではないんですが、監査委員の監査制度そのものもですね、今の体制で業務監査まで全てを行うという事が、段々難しくなって来ているのではないかという気がするんですよ。それで業務監査も入っていますよね、そうすると監査委員はお二人、それから監査事務局というのは局長お一人ですね。その中で全てを目配りして行くという事がですね、これからどんどん厚岸町の行政内容が、複雑高度化して行くことは目に見えているわけですから、何らかの形で補強という事も考えて行かなければならない時期ではないかと。今回の問題などを見ていて、その様に思われるんです。今、外部監査制度というのも出来てきました。勿論、今この場で、直ぐにそういうものを導入すれという短絡的な事は、私は申し上げませんが、何らかの方策を取って行くべきではないかという様に、これは今後への検討課題という事も含めてですね、どの様なお考えをお持ちかお聞きしたい。

議 長 助役。

助 役 ただ今のご質問でございますけれども、質問者が言われます様に、この地方分権時代、この時期にですね、やはり地方分権というのは特に行政に対する住民の信頼を確保する

事が、極めて地方分権時代には重要でございます。これはご質問者のご指摘のとおりでございます。そのためには地方公共団体の監査機能を充実させて行く事が必要であります。そのために平成9年に外部監査制度というのが、地方自治法が改正になってですね、そういうものが加えられたと、改正されたという事であります。

外部監査制度の趣旨を読んでみましても、正しく今、質問者が言われた様な考え方でこの制度が出来たという事からしてもですね、やはり監査制度というものを考えて行かなければいけないだろうと。ただ、自治法でいう外部監査制度というのは二つありまして、これは包括外部監査と個別外部監査という事があって、これも色々規制がある様でありまして、それがはたして、町に該当するかどうかという事も検討しなければいけません。この外部監査制度を設けるにしても、条例化をしなければなりませんし、我々といたしましては、今回のこの問題、ご質問者のご指摘される様にですね、こういったものを万全に対応して行くためにはですね、そういった自治法上の外部監査制度も見極めながらですね、何らかの監査制度というものの強化をして行かなければいけないと、この様に思っているところでございます。

議 長 16番。

16 番 今、説明とこれに対する議会側の町民の立場から色々言われているわけですが、一つ聞いておきたいのは、今回の様な還付問題に関して、今、町長、或いは助役は我町ではなくて、他の町も、又、これから沢山出て来ると、そういう安堵感もあるのかもしれませんが、それはそれとして、自分の町で起きたこの事については、今言われている様に、町だけではなくて監査も、又、議員も戒めなければいけないという観点からすればですね、こういった国と、或いはそういった通達、或いはそういう法制的な部門は、今回、最も責任が当たる所と言いますか、担当部門は勿論の事であろうけれども、そういう法制的な解釈、或いは指導、そういったものを一番、厚岸町の場合は受ける所はどこなのかと。その事が一番見落としている言うか、そこの所をしっかりと押さえていないが故に、この問題が起きたのではないかと思うんですが、一般行政機構の中で、こういった問題に対処する所はどこなのか、先ずそれが一つ。そのところが、大きな今回の様な問題を引き起こしたのではないのかと思うのであります。

そういった事では、先程3番議員さんも触れていましたが、今回のこれを教訓として、これからどうしなければならないのかというの、大きな課せられた問題だと思っております。そういった意味からすれば、今の私がお話しております、その責任的な、或いは見

議 長
助 役

解的な、一番先に指導する内の機関の中で、どこがそれに該当するのかという事を質しておきたいと思います。

助役。
ご質問者が言われている事につきましては、確かにこれは法制的解釈という問題も一つはあるでしょうけれども、今回の場合は必ずしもそうではない、と私は考えるわけがあります。法制という様に考えてしまうと、これは大きな市町村、市ですね、そういう所はきちんとした体制を取っております。例えば釧路市あたりになりますと、条例を整理する、或いは他の法律を解釈する場合にも、そこが主体になって、その係が主体になって対応しているわけがございます。私共のような町村の場合はですね、法制を専門に担当するという事はございません。法制の窓口になっているのは総務課でありますけれども、今回の場合はそれぞれの課がきちんと勉強をしてですね、対応をするべきではなかったのかと考えております。

と申しますのは、それぞれの業務というのは、必ずしも法律的なものが全部加味されていないかと言うと、そうではありません。全ての問題についてですね、法的なものが付いて回っております。それでその業務に対しては、その課なり、或いは関連する課なりがですね、それぞれがやはり勉強しなければいけない。何故ならば、例えば地方公営企業の関係でありますと水道と病院でありますから、そうすると今の消費税の問題についても、そこできちんと対応しておりますし、それから更に今回の消費税の問題についてもですね、今回の場合についてもですね、これは確かに財政の問題もあるでしょうけれども、やはりきちんと仕分け、その一つひとつのものを非課税・課税になるかどうか、そういう事も伴って参りますから、そうすると、それぞれの現課でなければ分からない問題があるわけありますから、ですから私としての考えとしては、それぞれの課が責任を持って勉強をして、責任を持って対応しなければいけないと考えております。

尚かつ、上につきましては助役でありますから、これは私の責任になるのではないかと思いますけれども、私共の機構の中ではその様に考えております。

議 長

他にございませんか。

(な し)

議 長

なければ、以上で行政報告を終わります。

議 長

以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成13年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻14時25分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成13年1月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員